

滞納処分情報の提供に関する要綱

(平成25年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、債務者に対する徴収過程において、未収債権の性質や当該債務者の納付資力等を勘案した結果、納付を求めることが適当でないと認める場合に一定の要件に基づき、強制的な徴収手続を緩和する措置（以下「徴収緩和措置」という。）を的確に行い、債務者の保護及び徴収事務の効率化を図るため、当該徴収緩和措置に係る対象者の情報（以下「滞納処分情報」という。）を所管する課その他の所管（以下「所管課」という。）が、当該対象者に係る市の他の債権を徴収しようとする課その他の所管（以下「利用課」という。）に対し提供する場合に、所管課及び利用課が遵守すべき事項及び手続きを定め、もって市の債権の適正な管理に資することを目的とする。

(滞納処分情報の提供)

第2条 所管課は、利用課に対し、次の各号に掲げる債権の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める徴収緩和措置を受けた対象者に係る滞納処分情報の提供により利用課において債務者に対する必要な徴収緩和措置を的確に行うことが可能であって、かつ、市の債権の適正な管理に資すると認められる場合を除いては、当該滞納処分情報を提供することができない。ただし、当該対象者の同意があるときはこの限りではない。

(1) 市税若しくは地方税の滞納処分又は国税の滞納処分の例により徴収することができる債権

ア 地方税法第15条第1項の徴収猶予及び15条の3第1項のその取消し

イ 同法第15条の5第1項及び第15条の6第1項の換価猶予並びに第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項のこれらの取消し

ウ 同法第15条の7第1項の滞納処分の執行停止及び第15条の8第1項のその取消し

エ 同法第15条の7第4項及び第5項の納付納入義務の消滅並びにこれらに伴う会計上の不納欠損処理

オ 国税徴収法第153条第1項の滞納処分の停止及び第154条第1項のその取消し

カ 同法第153条第4項及び第5項の納付義務の消滅

キ 国税徴収法第151条第1項及び第151条の2第1項の換価猶予並びに第152条第3項のこれらの取消し

ク 地方税法第18条第1項又は地方自治法第236条第1項若しくは債権ごとの個別法による徴収権の時効消滅とこれに伴う会計上の不納欠損処理

(2) 前号に掲げる債権を除く債権

ア 地方自治法施行令第171条の5又は西宮市債権の管理に関する条例第11条の徴収停止

イ 同令第171条の6第1項又は同条例第12条第1項の履行延期の特約

- ウ 同令第171条の7第1項又は同条例第13条第1項の債権免除
- エ 地方自治法第96条第1項第10号又は同条例第14条の債権放棄
- オ 地方自治法第236条第1項又は民法167条第1項に規定される債権の時効消滅
とこれに伴う会計上の不納欠損処理

2 前項の規定に基づき所管課が利用課に対して提供できる滞納処分情報は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 滞納処分情報に係る対象者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (2) 当該滞納処分情報に係る債権の科目、年度、期月及び債権を特定できる番号等
- (3) 当該滞納処分情報の内容
- (4) 当該滞納処分情報に伴う情報であつて、提供することにより利用課において債務者に対する徴収緩和措置を的確に行うことが可能となり、もつて市の債権の適正な管理に資するものであると所管課の長が認める情報
(利用申請及び提供の承認)

第3条 利用課の長は、この要綱の規定により滞納処分情報の提供を受けようとするときは、滞納処分情報利用申請書(様式第1号)を所管課の長に提出するものとする。

2 所管課の長は、前項の申請書の提出があつたときは、提供の可否を審査し、申請を承認又は不承認とするものとし、滞納処分情報利用承認書(様式第2号)により利用課の長に通知するものとする。

3 所管課の長は、前項の規定により承認する場合において、必要に応じ、利用に制限又は条件を付けることができる。

4 滞納処分情報の提供は、所管課の長が最も適切であると認める方法により行うものとし、かつ、提供される滞納処分情報は徴収事務執行上必要最小限のものとする。

(遵守事項)

第4条 利用課の長は、提供を受けた滞納処分情報を当該債務者に係る利用課の債権に係る債務者に対する徴収緩和措置を行う目的以外に利用してはならない。また、利用課の担当職員以外の者に閲覧させてはならない。

2 利用課の長は、提供を受けた滞納処分情報の取扱いについては西宮市個人情報保護条例(平成15年西宮市条例第24号)及び関係法令が定めるところによるほか、所管課の長の指示に従うものとする。

3 利用課の長は、提供を受けた滞納処分情報の管理について万全を期するとともに、常に担当職員に対して十分注意を払うよう指導等を徹底しなければならない。

4 この要綱中情報の取扱いに関する部分については、西宮市情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

(記録の保管)

第5条 この要綱による滞納処分情報の提供がなされたときは、利用課の長は当該滞納処分情報利用承認書を、所管課の長は当該滞納処分情報利用申請書及び滞納処分情報利用

承認書の写しをそれぞれ保管しなければならない。この場合の保管期間は、利用課において当該債務者の記録が保管される期間と同期間とし、所管課においては当該債権に係る徴収関係文書の保存年限の例によるものとする。

2 所管課の長は、提供した滞納処分情報の管理及び保管について、利用課の長に報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、滞納処分情報の提供及び利用に関し必要な事項は、当該滞納処分情報に係る所管課の長がこれを定めるものとする。

付 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則 (平成29年10月1日)

この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

様式第1号（第3条第1項関係）

滞納処分情報利用申請書

平成 年 月 日

長 様

以下の者の〇〇〇料の徴収にあたり必要ですので、次のとおり照会します。

長

No.	氏名	住所	宛名リンク番号	項目
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

様式第2号（第3条第2項関係）

滞納処分情報利用承認書

平成 年 月 日

_____ 長 様

平成 年 月 日付の申請について承認し、以下のとおり回答します。

_____ 長

No.	氏名	住所	宛名リンク番号	項目
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				